

豊川水系流域委員会 規約

(名称)

第 1 条 本会は「豊川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第 2 条 流域委員会は、豊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「河川整備計画」)策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川整備計画の変更原案に関して河川法第 16 条の 2 第 3 項及び第 7 項に基づき意見を述べる。

3. 流域委員会は河川整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)(以下、「事業評価」という。)について審議を行う。

(組織等)

第 3 条 流域委員会の委員は局長が委嘱し別紙の通りとする。

2. 委員の任期は委嘱日より 3 年間とし、原則、再任は 6 年までとする。

3. 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。

4. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者等を招聘することができる。なお、臨時委員の任期は委員の任期に準ずることとする。

(情報公開)

第 4 条 流域委員会の会議、会議資料及び議事録については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

(会議)

第 5 条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。

3. 委員長に事故があるときは副委員長が代行する。

4. 会議の招集・開催は局長が行う。

5. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(事務局)

第 6 条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及び設楽ダム工事事務所が行う。

2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。その他、事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第 7 条 本規約の改正は流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。

豊川水系流域委員会 委員名簿

役職	氏名	所属	専門
委員長	戸田 敏行	愛知大学 教授	地域計画
副委員長	井上 隆信	豊橋技術科学大学 教授	水質
委員	赤堀 良介	愛知工業大学 教授	河川
〃	大野 栄治	名城大学 教授	公共経済
〃	加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	河川・沿岸防災
〃	長田 敦司	(公財)愛知・豊川用水振興協会 理事長	水利
〃	増田 理子	名古屋工業大学 教授	河川生態・内水面漁業
〃	山田 邦明	愛知大学 教授	文化財

(敬称略 五十音順)